第４【経理の状況】⑱
　１【中間連結財務諸表】⑲
　　⑴【中間連結貸借対照表】⑳
　　⑵【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】㉑
　　⑶【中間連結キャッシュ・フロー計算書】㉓
　２　［略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
　１　［略］
　２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉜
　　⑴【保証会社が提出した書類】
　　①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
　　［略］
　　②【臨時報告書】
　　①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
　　③　［略］
　　⑵　［略］
　３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
　ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
　ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　［ｃ・ｄ　略］
　ｅ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
　ｆ　［略］
　［削る。］
　ｇ　［略］

第４　［同左］
　１【四半期連結財務諸表】⑲
　　⑴【四半期連結貸借対照表】⑳
　　⑵【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】㉑
　　⑶【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】㉓
　２　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
　１　［同左］
　２　［同左］
　　⑴　［同左］
　　①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
　　［同左］
　　②　［同左］
　　①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
　　③　［同左］
　　⑵　［同左］
　３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
　ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
　ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　［ｃ・ｄ　同左］
　ｅ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
　ｆ　［同左］
　ｇ　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
　ｈ　［同左］